

利用者様・家族様

令和7年6月吉日

資格確認書についてのお願い

向暑の候、皆様におかれましては、ますますご繁益のこととお慶び申し上げます。さて早速ですが、表題の件につきましてのお願いです。従来の健康保険証について、2024年12月2日に新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。

後期高齢者医療制度や国民健康保険にご加入の方は、2025年7月31日以降、健康保険証が順次切り替えられます。マイナ保険証の利用登録がまだの方は資格確認書が届きます。当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。なお、後期高齢者医療制度にご加入の方や、新たに加入される方については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書が交付されます。（2026年7月までの暫定措置）

また、マイナ保険証を保有している方で、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害のある方）やマイナンバーカードを紛失・更新中の方は、申請により資格確認書が交付されます。

当施設では歯科の往診時や施設医が他科受診の必要があると判断した場合に、健康保険証を使用する必要があるため、お届けになりました資格確認書のコピーをいただきたいと存じます。

お問い合わせ等は担当の支援相談員までお寄せください。今後とも介護老人保健施設大森平和の里の運営にご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

介護老人保健施設 大森平和の里

施設長 石田千尋

資格確認書について

18

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、これまでどおり保険診療を受けることができる**資格確認書**を、現行の健康保険証の有効期限内に無償で申請によらず交付します。

※マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。またこれらの方については、資格確認書更新時の申請は不要です。

※病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書を申請の上でご利用ください。また、資格確認書は、現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

※資格確認書の有効期限は、5年以内で保険者が設定することとなっています。

- また、75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方（後期高齢者医療制度の被保険者）については、令和7年7月末までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に対して資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、資格確認書の申請は不要です。

交付対象者

（申請によらず交付される方）

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- 後期高齢者医療制度の被保険者で現行の健康保険証が失効する方（令和7年7月末までの暫定措置）

（申請により交付される方）

- マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方

（更新時の申請が不要な方）

- 申請により資格確認書が交付された要配慮者

<イメージ>

〇〇都道府県		有効期限 年 月 日	
国民健康保険		発効期日 年 月 日	
資格確認書			
記号	番号	(姓番)	
氏名	性別		
生年月日	年 月 日	負担割合	割
適用開始年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
世帯主氏名			
住所			
保険者番号			
交付者名			印

※保険者により様式は異なる

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了
となります。

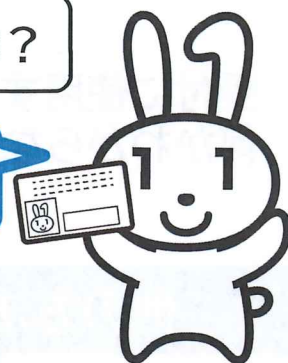
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証が資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



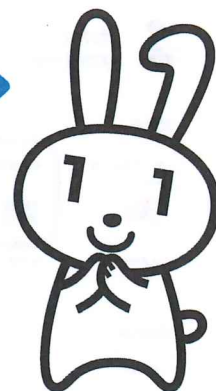
マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

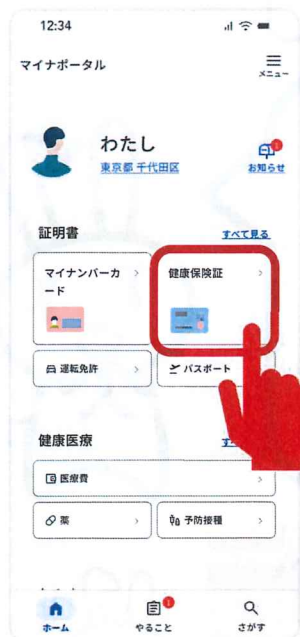
ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare